

感染防止安全計画

(厚生労働省・内閣府通知に基づく阿部会開催に係る
新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止安全計画に関する文書)

2021年12月2日文書3号
阿部会実行委員会感染症対策班

第1 飛沫の抑制(マスク着用や大声を出さないこと)の徹底

厚生労働省通知：適切なマスク(品質の確かな、できれば不織布)の正しい着用や大声を出さないことの周知・徹底等

第1項 (マスクの着用)

① 全ての参加者は、品質の確かな不織布マスクを、鼻と口を完全に覆う方法で着用し続けなければならない。

1 「品質の確かな」は漠然不明確ゆえに、強行規定としては無効である。もっとも本条の趣旨が、不織布マスクの品質も千差万別で、感染症予防策として充分な効果を上げることにあり、かかる趣旨は正当だから、努力規定として有効である。

② 前号にもかかわらず、マスクを外さなければ行えない行為を行うときは、マスクを着用しないことができる。ただしマスクを外している間は、会話その他飛沫を発する行為を行なってはならず、マスクを外している時間は必要最小限の時間でなければならない。

第2項 (マスクの品質) 前項にもかかわらず、不織布マスクの品質にも差異があることから、品質の確かなマスクを会場にて配布し、かかるマスクの着用を命じることができる。

第3項 (大声の禁止) 全ての参加者は、日常会話を大きく上回る声量で、声を発してはならない。

1 本項の趣旨は、マスクを着用していても、大きな声を出すことにより、飛沫が拡散し得るから、これを抑制する点にある。

2 叫ぶ行為は、本項にあたる。

3 歌う行為は、本項にあたる。

4 本項は、適用される時間と場所と時間とを規定していないが、その趣旨から開門時間から閉門時間まで、会場内に限ると解する。

第2 手洗、手指・施設消毒の徹底

厚生労働省通知：こまめな手洗や、手指・施設内の消毒の徹底等

第1項 (手洗い及び手指消毒) 参加者は次の各号に従い、手を洗い、または手指をアルコールで消毒しなければならない。

1 水で手をすすぐ行為は、本項にいう「手を洗い」にあたらない。

2 アルコール濃度の不充分なアルコール液を手に揉み込む行為は、本項にいう「アルコール消毒」にあたらない。

① 参加者は、来場時に手を洗い、またはアルコール消毒を行わなければならない。

② 参加者は、適宜手を洗い、またはアルコール消毒を行わなければならない。
第2項（会場の消毒）主催者は、利用施設管理者と協議の上、常識的な利用者が、手で触れうる全ての場所を、消毒しなければならない。

第3 換気の徹底

厚生労働省通知：法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気の徹底

第1項（換気の徹底）窓を常に相当程度開けて、換気を常に行う。
1本項にいう「相当程度」とは、空気中のウイルスを充分に放出できる程度をいう。
第2項（施設要件）窓の開かない施設の利用を極力回避する。ただし窓を開けるのに匹敵するか、それ以上の換気性能を有する空調設備を設置した施設で、常時換気を行えるときは、窓の開かない施設を利用することができる。
1本項は強行規定ではなく、主催者の会場選定における努力義務を定めたものと解するべきである。

第4 飲食の制限

厚生労働省通知：飲食時における感染防止策(飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策)の徹底等

第1項（飲食の制限）飲食時における感染防止策は、別に定めなければならない。ただし定めのないときは、一般的な感染防止策及び、第1条から第3条の規定による。

第5 参加者の把握・管理等

厚生労働省通知：入場時の連絡先把握やアプリ等を活用した参加者の把握、直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起等

第1項（参加者の把握・管理）主催者は、別に定める方法で、参加者を把握し管理しなければならない。

1本項における「管理」とは、「把握」の程度が管理の程度に達していないことを意味するのであって、参加者を何らの方法で監視するなどして実質的に管理することまでは要求していない。
2主催者が事前に申請のない者の当日参加を認める処分は、感染症対策が含まれた参加要件を具備する場合であっても、「把握」の程度は「管理」に足りず、違法である。

第6 反則行為等

第1項（違反者に対する注意等）主催者または主催者を補助する者は、次の各号に掲げる者に注意し、または警告することができる。

① 本文書第1条から第4条の規定に違反した者
② 本文書に基づく規定等に違反した者
③ その他感染症対策に違背した者

第2項（指示に従わない者に対する退場等）主催者は、前項各号に該当する者で、主催者の繰り返しの警告に従わない者を退場させなければならない。

1主催者が違反者に1度注意しこれに従わず、再度警告した場合、「繰り返しの警告」にはあたらない。
2主催者を補助する者が警告した後、主催者が警告した場合、「繰り返しの警告」にあたる。

3 主催者には広範な裁量権が認められるから、本項の規定にもかかわらず、退場させなかつたとしても、当然に違法にはならない。